

おひとりさまの相続（8）

これまで、法定相続人に該当する親族がない、いわゆる相続人不存在の方の相続から、遺贈寄附についてのお話しをしてきました。今回からは、直系の相続人がいない、つまり子供や孫はおらず、両親も既に亡くなっているが、兄弟姉妹や甥姪はいるというケースの相続について、一緒に考えてみましょう。



幼い頃は、兄弟姉妹というのは同じ屋根の下で寝食を共にして過ごしているので、関係性はかなり深いと言えます。しかし、成長してそれぞれが独立した後の兄弟姉妹は、よっぽど仲の良い関係でない限りは、当然に生計も別であるし、それぞれが配偶者を得て新しい別の家庭を作っているとしたら、たとえ仲違いをしている訳ではないとしても、幼い頃のように「何でも兄弟で分け合う」という関係ではなくなっていることでしょう。

にもかかわらず、たとえば子供のいない夫婦のうち、夫が先に亡くなったとして、夫が遺言を残していなかったとしたら、夫の遺産については、法定相続人である妻と夫の兄弟姉妹とで、遺産分割協議という話し合いをして分けなければならないのです。

夫婦で居住していた自宅の土地建物が、亡くなった夫の名義になっていた場合、他の預貯金を含めて、妻は4分の3、兄弟姉妹（先に亡くなっていた場合は、その子供である甥姪）は4分の1という基本の法定相続割合が決まっている中で、どのように分けるのか。夫を亡くしたばかりの妻と、妻とはまったく血の繋がりのない夫の兄弟姉妹との間で、こうした協議を行わなければならないのです。

夫の弟が「義姉さんが困るから、俺たちは何も貰わなくていいよ、相続放棄するよ」と言ってくれば良いのですが、その義弟の妻が「あら、貰える権利があるのだから、貰っておきましょうよ」と耳打ちすれば、義弟は相続する権利のある4分の1を主張してくることになるでしょう。自宅の土地建物の4分の1の権利を放棄する代償として、その分の預貯金を多く相続させてほしいと言ってくるかもしれません。これは、義弟夫妻が意地悪なのではなく、あくまでも相続人である兄弟姉妹の当然の権利なのです。

また、亡くなった夫としても、残した妻に苦労はさせたくないから、弟ではなく妻にすべて相続させたい。しかし、次に妻が亡くなったときに、今度は妻が使い切れなかった財産は、すべて妻側の兄弟姉妹や甥姪に相続されてしまう。そもそもは夫の実家が築いた財産が多かったとしたら、最終的にその財産がすべて妻側の家に行くのは望むところではないと考えるかもしれません。

兄弟姉妹が絡む相続というのは、そうした難しい一面をはらんでいるのです。